

「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申案)」 に係る意見募集(パブリックコメント)の結果について



環境省は今後の石綿飛散防止の在り方について、意見募集(パブリックコメント)等の結果を踏まえ、中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止小委員会(第8回)において審議を行いました。その結果を受けて、特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止、事前調査の信頼性の確保等について答申が取りまとめられました。

意見募集期間:令和元年11月14日(木)～令和元年12月13日(金)

意見提出者数:494(団体・個人)

答申の概要(意見数):

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止(392件)
 - ・大防法への位置付け、作業基準(石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材)の策定
2. 事前調査の信頼性の確保(1327件)
 - ・事前調査の方法等、一定の知見を有する者による事前調査の実施、調査結果の記録や都道府県等への報告
3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認(390件)
 - ・石綿含有建材の除去等作業の記録等、作業終了時の確認及び報告
4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認(414件)
 - ・隔離場所からの漏えい監視の強化
5. 作業基準遵守の強化(339件)
6. その他検討事項(748件)
 - ・大防法と安衛法(石綿則)の連携
 - ・一定の知見を有する者の育成・施工技術の確保
 - ・建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握
 - ・現場での指導強化、普及啓発の取組

当社は、建材中の石綿含有分析に加え、特定建築物石綿含有建材調査者による既存建物及び解体前の建物の石綿の事前調査を行うことが可能です。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 [2020年1月24日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 守屋貴志

